

第五次環境学習推進計画の 骨子案について

ご意見をいただきたい点

- ・ 基本目標

「地球を想い、地域を愛し、自ら行動できる人育てと、
人々が幸せに暮らす持続可能な社会づくり」

- ・ 基本方針

- ①原体験として身近な環境に触れ、人と地球のつながりに気づく
- ②課題同士のつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む
- ③人材が育つ環境を整え、活動を促進する
- ④琵琶湖の価値や取組を県外・世界と共有し、学びあいながら発展させる

について

第五次滋賀県環境学習推進計画の骨子案

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の経緯

2. 計画の性格

- 県の環境学習推進条例

- 国の環境教育等促進法に基づく計画

- SDGsの主に質の高い教育に関するゴール4のターゲット4.7「全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得」、MLGsの主にゴール10「地元も流域も学びの場に」の達成に貢献する計画

3. 計画の期間

次期計画の期間：令和8年度～令和12年度

第五次滋賀県環境学習推進計画の骨子案

第2章 環境学習の現状と課題

1. 環境学習をめぐる動き（世界、国、県）

2. 滋賀県の環境学習をめぐる課題

①原体験として身近な環境に触れる機会の確保

環境を守ろうとする行動の根元となる、原体験として自然に触れる機会のない子どもや親世代が増えている。自然体験をより手軽に・身近にするような支援や、機会の提供が必要。

②環境学習の担い手の育成

環境学習の指導者が高齢化・固定化しており、次の担い手が育っていない。環境学習以外の切り口で、若い世代や後継者の呼び込みが重要。

③環境学習に関する情報の発信

環境学習に取り組める場や機会の情報や、指導者になるための情報が必要とする人・興味がある人に届いていない。環境学習へのあらゆる主体の参画を促すためにはほしい情報が手に入る環境を整える必要がある。

④学校現場等への支援

環境問題や環境課題に興味のない子どもにアプローチするには、学校現場での環境学習の機会を充実させる必要がある。それぞれの学校の状況にあった支援ができるよう、地域コーディネーターの活用、学習用具の提供などの支援方法の充実を図ることが重要。

⑤環境学習を通じた人々が幸せに暮らす社会の実現

経済的な豊かさや物質的な豊かさを重視する考え方から、人々の幸福や健康、生きがいまで含めて、すべてが満たされた状態を目指す考え方への転換が進んでいる。滋賀や琵琶湖の美しい景観、生物多様性、観光資源としての価値などを守ろうと行動する人をさらに増やし、人々が幸せに暮らす社会の実現につなげるための環境学習を実施していくことが重要。

第3章 計画のめざすもの

1. 基本理念

「滋賀県環境学習推進条例」に規定する6つの基本理念を書いている項目

- (1) すべての県民が協働と連携により取り組む
- (2) 多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進める
- (3) 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む
- (4) 体験の重要性を認識する
- (5) 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす
- (6) 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ

2. 基本目標

**地球を想い、地域を愛し、自ら行動できる人育てと、
人々が幸せに暮らす持続可能な社会づくり**

(考え方) 身の回りの自然環境に愛着をもち、地球規模で物事を考え、自ら行動できる人を育てることにより環境保全を進めていくとともに、人々のウェルビーイングも実現することで環境・経済・社会を同時に向上させていく。

第4章 基本方針

1. 基本方針

①原体験として身近な環境に触れ、人と地球のつながりに気づく

子どもたちから自然に触れる機会がある人が減ってきている中で、自分と地球環境のつながりを実感することができる原体験の重要性を改めて認識し、子どもたちの自然体験の機会を増やすための取組が重要。

②課題同士のつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む

環境課題だけでなく、環境と地域や教育などのさまざまな分野の課題を掛け合わせ、それらを同時に解決することで持続可能な社会を実現する。そのために、分野・世代・地域の枠を超えて協働による取組が重要。

③人材が育つ環境を整え、活動を促進する

持続可能な社会を担う子どもたちが育つ環境をつくることに加えて、環境学習の担い手を育成することにも力を入れる。あらゆる主体の環境保全につながる活動を把握し、支援し、促進する。

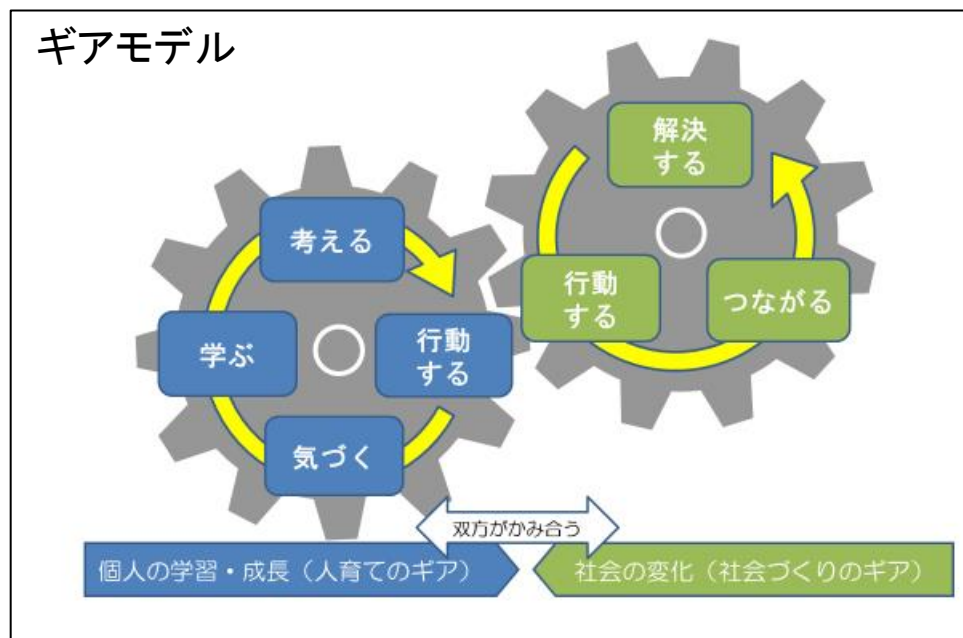
④琵琶湖の価値や取組を県外・世界と共有し、学びあいながら発展させる

県外・国外に滋賀県の取組を発信することで、外からの評価を得ることができ、県内の環境保全活動が促進される。そして、県外・国外の環境保全活動についても学ぶことで、滋賀県の取組がよりよい方向に発展する。

第4章 基本方針

2. 環境学習による持続可能な社会づくり

環境学習による人材育成が持続可能な社会づくりにつながっていくイメージをギアモデルで示し2つのギアを軸にして取組を進めていくことを書いた項目



計画の基本目標である、環境学習による人材の育成を持続可能な社会づくりにつなげていくことのイメージを、「人育て」と「社会づくり」との双方が歯車（ギア）のようにかみ合って回転する「ギアモデル」として表している。

第五次滋賀県環境学習推進計画の骨子案

第4章 基本方針

3. 各主体に期待される活動

県民、NPO等団体、学校、事業者、行政のそれぞれの責任と役割を記載した項目

第5章 重点的な取組

1. 環境学習の指導者育成

(指導者育成講座、指導者の業務内容の発信)

2. 中間支援機能の充実・強化

(環境学習用具の貸出、指導者のイベント情報の発信)

3. 県内・県外への積極的な情報発信

(ホームページやフォーラム等での発信)

4. 人々が幸せに暮らす社会の実現のための環境学習の在り方検討

(多様な主体との意見交換等)

第6章 推進体制

1. 「滋賀県環境学習等推進協議会」による推進
2. 「琵琶湖博物館 環境学習センター」での支援
3. 分野横断的な施策の展開
4. 関係する主体との協働

第7章 進行管理

1. 進行管理の考え方

2. 進行管理の指標

◆アウトプット指標：以下の6つの分類に関連する数値（参加者数など）

（1）人材育成および活用

（2）環境学習プログラムの整備および活用

（3）場や機会づくり

（4）情報の提供、普及啓発

（5）連携・協力のしくみづくり

（6）国際的な対応・協力

◆アウトカム指標：県民の環境保全行動実施率、県民の幸福度（参考指標）

3. 進行管理の手法